

## 第6章 空き家等対策の実施体制等

空き家等対策は庁内の様々な部局に関係することから、空家総合窓口と関係部局での適切な役割分担のもと、対策に取り組むための実施体制を整えます。

また、空き家等に関する問題は多岐にわたることから、関係団体等とも連携し、空き家等対策を総合的に推進していきます。

### 第1節 空き家等対策の実施体制

#### 1 空家総合窓口

空き家等の所有者等からの相談や、地域や市民からの通報等に迅速に対応するため、市民部安心安全課に空家総合窓口を設け、空き家等全般の相談に応じるほか、内容に応じて庁内関係部局や関係団体等との連携を図り、空き家等の解消に努めます。

空家総合窓口の主な業務内容	
① 空き家等に関する総合調整	⑥ 利活用に関すること
② 所有者等からの相談に関すること	⑦ 空き家バンクに関すること
③ 地域や市民からの通報に関すること	⑧ 庁内関係部局との調整等に関すること
④ 空き家に関する情報提供に関すること	⑨ 関係団体との連携等に関すること
⑤ 空き家の譲渡所得の特別控除等に関すること	⑩ その他、空き家等に関すること

#### 2 空家対策検討委員会

空き家等への対策は課題が多岐にわたるため、庁内関係部局との緊密な連携が重要です。このため、熊谷市空家対策検討委員会を組織しており、本市の空き家等対策の推進について横断的に検討を進めます。

### 3 空家等対策協議会

熊谷市空家等対策協議会では、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項について協議を行います。

会長は市長が務め、委員は次に掲げる者のうちから14人以内で市長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

本市協議会委員が属する関係団体等	取組内容等
埼玉弁護士会 熊谷支部	法律全般や相続等に関すること
埼玉司法書士会 熊谷支部	相続、登記等に関すること
(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 埼玉北支部	不動産の取引・利活用等に関すること
埼玉土地家屋調査士会 熊谷支部	境界調査・確定、登記等に関すること
(一社)埼玉建築士会 大里支部	建物等に関すること
(社福)熊谷市社会福祉協議会	福祉等に関すること
くまがや農業協同組合	金融・農業等に関すること
埼玉県熊谷警察署	防犯等に関すること
熊谷市消防本部	火災予防等に関すること

また、熊谷市空家等対策協議会に専門部会を設置し、「特定空家等」として判断が困難な場合や空家特措法第14条第2項に基づく勧告を行う場合には、判断の妥当性や統一性を確保するため、当専門部会に諮ります。

### 4 関係団体等との連携

空き家等対策の推進に当たっては、市による対応のほか、関係団体等の保有する専門的な知見の活用により課題の解決に取り組むことが重要となることから、関係団体等との更なる連携を図ります。

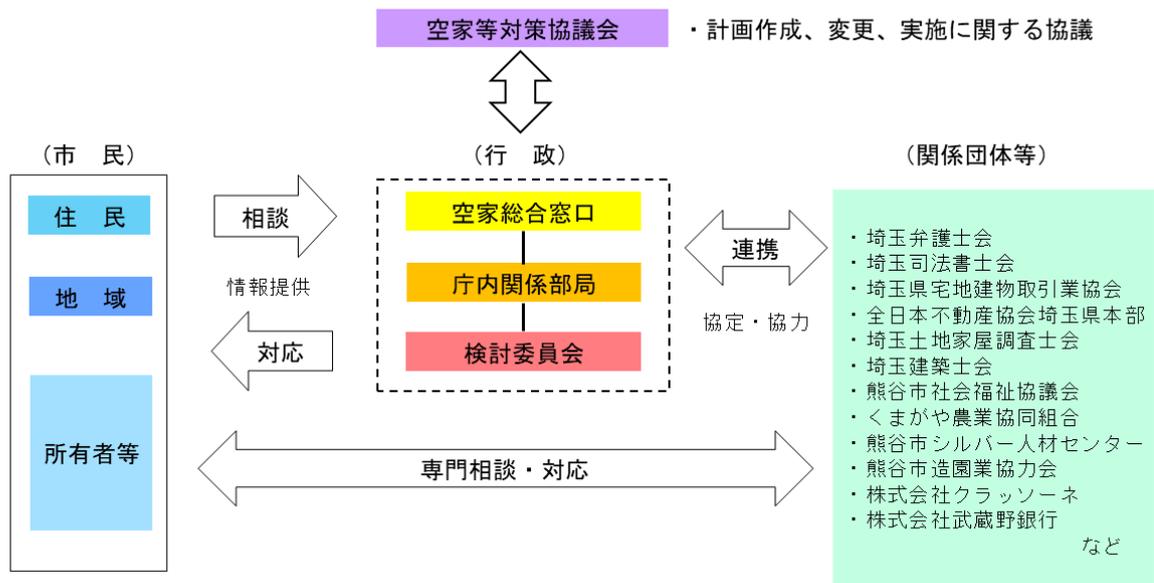
## 5 庁内関係部局との連携

空き家等の問題は多岐にわたることから、空家総合窓口にて問題の内容ごとに庁内関係部局へ割り振り、それぞれが対応します。

なお、横断的に対応が必要な場合は、空家総合窓口が中心となり庁内関係部局と適切に連携して取り組みます。

主な問題内容等	庁内関係部局
保安上危険なもの	建築審査課など
衛生上有害なもの	環境政策課、環境推進課など
景観阻害なもの	都市計画課など
生活環境上不適切なもの	環境政策課、環境推進課、管理課など
空き家等の利活用に関すること	安心安全課、商工業振興課、都市計画課など
跡地（空き地）に関すること	危機管理課、環境推進課など
防犯に関すること	安心安全課
火災予防に関すること	予防課、各消防署など
新規就農等に関すること	農業振興課など

関係団体・庁内関係部局等の連携イメージ図



## 第2節 その他空き家等対策の実施に関する事項

### ○ 国との連携

本計画に基づく空き家等に関する対策を適切かつ円滑に実施するため、国補助事業や地方交付税制度等を活用します。また、国の研修会等により、新規事業・支援策等についての情報収集を行います。

### ○ 埼玉県との連携

埼玉県が行っている「埼玉県空き家対策連絡会議」等により情報交換や各種取組の推進等について連携を図ります。

### ○ 他市町村との連携

「埼玉県北部地域空き家バンク」等を共同運営している埼玉県北部地域6市町や、その他県内市町村等と連携し、情報交換や課題研究に努めます。

また、空き家等対策について先進的な取組を行う他自治体等の情報収集に努めます。

### ○ その他

本計画期限を迎えるごとに、本市の空き家等の状況の変化等を踏まえ、計画内容の改定等を検討します。なお、計画期間中、見直しが必要となった場合については、別途、対応を検討します。